

(8 6) 第 1 0 号
昭和 6 1 年 5 月 9 日

口 上 書

在中華人民共和国日本国大使館は、中華人民共和国外交部に敬意を表するとともに、1984年3月17日付けの中国残留日本人孤児問題に関する外交部発口上書(84)部領四字第34号及び同日付けの在中華人民共和国日本国大使館発の口上書(84)第040号に言及するとともに、日中双方が上記の口上書に添付された協議の結論に記載された中国残留日本人孤児の養父母等被扶養者に対する扶養費の支払に関して、別添の文書に掲げるとおり協議の記録に到達し、この協議の記録の内容がこの口上書を確認する外交部の口上書の日付けの日より実施されるべきものであることを日本国政府に代わって確認し申し述べる光栄を有する。

在中華人民共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて中華人民共和国外交部に向かって敬意を表する。

中国残留日本人孤児の養父母等被扶養者に
対する扶養費に関する協議の記録

日中両国政府間の「中国残留日本人孤児問題の解決に関する協議の結論」の 3. 及び 5. に基づき、日中双方は日本国に永住した中国残留日本人孤児の養父母等被扶養者に対する扶養費（以下「扶養費」という。）の支払の対象、標準額、期間及び方法等につき、以下のとおりの協議の記録に到達した。

1. 日中双方は友好的な協議を通じ、日中国交正常化以後、日本国に永住した中国残留日本人孤児を確認する。双方の確認を経た上記の中国残留日本人孤児（以下「孤児」という。）は中国における養父母等被扶養者に対し、法律上の扶養義務を有している。

扶養費の支払の標準額は毎月 60 元（人民幣）支払期間は 15 年とし、また、孤児 1 人が被扶養者 1 人を扶養するものとして計算する。

2. 上記 1. にいう扶養費の支払の標準額、期間及び被扶養者数は、日本国に永住した時期のいかんを問わずすべての孤児について適用され、今後変更されることはない。

3. 上記 1. 及び 2. に基づき、日本の財団法人中国残留孤児援護基金（以下「援護基金」という。）はそれぞれの孤児に代わり、中国における養父母等被扶養者のために次の式により計算した扶養費を送金する。

扶養費の支払の標準額（60 元）× 12（月）× 支払期間（15 年）× 被扶養者数（1 人）

日本の援護基金は、上記の扶養費と等価の日本円を一括して、中国紅十字会総会が中国銀行に開設する口座に、送金時の為替レートにより送金する。

4. 上記 3. にいう扶養費の支払方法及び送金時期は、次のとおりとする。

(1) 日中国交正常化（1972 年 9 月 29 日）以降 1986 年 3 月 31 日までの間に既に日中双方が組織した訪日肉親捜し（以下「訪日肉親捜し」という。）を経、日本国に永住した孤児について、その扶養費は、日中双方が口上書を交換した後 3 ヶ月以内に速やかに扶養費を支払うべき孤児の名簿を交換し、日本の援護基金はできるだけ早期に扶養費を

一括して送金する。

(2)上記(1)と同一期間内に日本国に永住したが、訪日肉親捜しを経ていない孤児について、その扶養費は、日中双方が協議を通じて当該孤児であることを確認した後 3 ヶ月以内に速やかに扶養費を支払うべき孤児の名簿を交換し、日本の援護基金はできるだけ早期に扶養費を一括して送金する。

(3)1986年4月1日以降日本国に永住した孤児について、その扶養費の支払方法及び送金時期は、既に訪日肉親捜しを経た者については、日中双方は速やかに扶養費を支払うべき孤児の名簿を交換し、訪日肉親捜しを経ていない者については、双方が協議を通じて当該孤児であることを確認し、速やかに扶養費を支払うべき孤児の名簿を交換する。日本の援護基金は毎年6月30日以前に前年4月1日以降、同年3月31日の間に日本国に永住した孤児が負担すべき扶養費を一括して送金する。

5. 中国紅十字会総会は上記の扶養費の全額を中国における養父母等被扶養者に転送する。
6. 日本の援護基金が上記の扶養費の送金を完了した後、孤児は、中国における養父母等被扶養者に対する法律上の扶養義務を履行したものとみなされる。
7. 本協議の記録の実施に際し生ずる問題については、外交経路を通じて協議の上解決する。